

#### (4) 運搬機械

##### ① 場内運搬機械

- ・ 「機械の種類」は、パワーショベル、ドーザショベル、ホイールショベル等の種類を記載すること。
- ・ 「原石・製品別区分」には、原石、製品、廃土・廃石等の区分を記載すること。

##### ② 場外搬出機械

- ・ 「原石・製品別区分」には、原石、製品、廃土・廃石等の区分を記載すること。

#### 運搬等に伴う事故、災害等の防止措置

- ・ 「運搬作業を行う時間」の記入例

運搬道路は、付近住民への影響を考慮して、選定することとし、かつ、運搬作業はできるだけ通学・通勤時間帯及び深夜を避ける。

- ・ 「運搬中の措置」の記載例

運搬中における粉じん発生防止、及び運搬物の漏洩、落下防止のため、シートカバーの装着等必要な措置を行う。

- ・ 「運搬に伴う粉じん発生防止」の記載例

積み込み場、場内道路及び採取場から公道にいたるまでの道路等については、必要に応じ舗装、散水、清掃その他粉じん発生防止の措置を行う。また、必要に応じ採取場近隣の公道等への散水、清掃等を行う。

- ・ 「過積防止法」の記載例

過積載の防止のため、検量の方法を定めるとともに、さし枠装着車等の不正改造車に対し、岩石、製品及び土砂等の積み込みを行わない。また、従業員その他関係者に対し、過積載防止に関する教育等必要な措置を行う。

- ・ 「交通事故防止策」の記載例

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第12条第1項に規定する交通事故等の防止を目的とする団体の設立、交通事故防止対策のための協議会、協定へ加盟する。

#### (5) 請負業者

- ・ 「区分」の欄には、「採掘」、「発破」、「破碎・選別」、「運搬」等の別を記入すること。
- ・ それぞれの請負（委託）契約書の写しを添付すること。

7 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 採取場から300m以内の状況

対象物件の名称	採取場から	対象物件の名称	採取場から
人家 ( )	約 m	公共施設 ( )	約 m
河川 ( )	約 m	その他 ( )	約 m
公道 ( )	約 m	その他 ( )	約 m

(2) 予想される災害の態様及び範囲並びに災害防止のためにとる措置

① 土地の崩壊、亀裂又は陥没、転落石の防止

災害の態様		災害の範囲	
災害防止措置			

② 騒音防止

災害の態様		災害の範囲	
災害防止措置			

③ 粉じん防止

災害の態様		災害の範囲	
災害防止措置			

7. 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 採取場から300m以内の状況

「採取場から300m以内の状況」には、採取場から300m以内にある公共施設、建物等について、物件ごとに物件の名称、採取場からの距離を記載すること。

※ 公共施設、建物等とは、採石法第10条第1項第1号に規定されている物件（鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地又は建物の敷地）をいう。

(2) 予想される災害の態様及び範囲並びに災害防止のためにとる措置

① 「土地の崩壊、亀裂又は陥没、転落石の防止」の記載例

災害の態様	<p>&lt;例&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.断層、褶曲、石目当の亀裂による岩盤の崩壊</li> <li>2.発破後の落石</li> <li>3.集積した表土の崩壊</li> </ol>	災害の範囲	<p>&lt;例&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.採掘切羽付近</li> <li>2.採掘切羽付近</li> <li>3.表土たい積場</li> </ol>
災害防止措置	<p>&lt;例&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 採掘に先立ち常時採掘箇所頂端から10m以上の表土を除去しておく。</li> <li>2. 採掘斜面を安全勾配に保ち、階段の幅よ、起砕岩の広がりやを考慮し、万一崩落があっても階段にたい積するようにする。</li> <li>3. 亀裂防止策として起砕に際し火薬量を適正にする。</li> <li>4. 設定した保全区域ののり尻には、石積等により隣接地の崩壊を防止する。</li> <li>5. 金網、土てい堤、石垣、コンクリートよう壁等、十分効果のある転落石防止施設を設ける。</li> </ol>		

② 「騒音防止」の記載例

災害の態様	<p>&lt;例&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.発破の音</li> <li>2.さく岩機の音</li> <li>3.重機、車輛の音</li> <li>4.破砕選別施設等から発生する音</li> <li>5.小割のための破砕音(アイオン機)</li> </ol>	災害の範囲	<p>&lt;例&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.採掘切羽を中心として周囲2~4km</li> <li>2.採掘切羽付近</li> <li>3.採取場付近</li> <li>4.プラントを中心として周囲1km</li> <li>5.小割作業を行う付近</li> </ol>
災害防止措置	<p>&lt;例&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.プラントの騒音発生源を建屋で囲み、騒音規制基準以下とする。</li> <li>2.さく岩機、パワーショベル等重機並びに発破は地形を勘察し、最も騒音の少ないような措置を講じるとともに作業時間を考慮する。</li> </ol>		

③ 「粉じん防止」の記載例

災害の態様	<p>&lt;例&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.さく岩機から発生する岩粉</li> <li>2.たい積物から発生する粉じん</li> <li>3.原石投入から発生する粉じん</li> <li>4.クラッシャー、フルイ及びベルト等から発生する粉じん</li> <li>5.製品積込機の操作時に発生する粉じん</li> </ol>	災害の範囲	<p>&lt;例&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 採掘切羽面</li> <li>2. たい積位置から50m~100m</li> <li>3. 投入口付近</li> <li>4. 破砕施設を中心として周囲100m~200m</li> <li>5. 操作箇所付近</li> </ol>
災害防止措置	破砕選別機部分	<p>&lt;例&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. クラッシャー、クリズリーフィーダー等の発生源を建屋で囲み、粉じんを大気汚染防止法の規制値以下にする。</li> <li>2. 必要な箇所に集じん機又は散水機を設置する。</li> </ol>	
	ベルトコンベアー部分	<p>&lt;例&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 搬送用ベルトコンベアー部分をフード等で覆う、又は適時散水する。</li> </ol>	
	たい積場及び道路部分	<p>&lt;例&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 廃土廃石のたい積場は、粉じんが飛び散らないようシートで覆う。</li> <li>2. 必要に応じ散水する。</li> </ol>	

④ 飛石防止

災害の態様		災害の範囲	
災害防止措置			

⑤ 発破振動防止

災害の態様		災害の範囲	
災害防止措置			

⑥ 廃土、廃石、脱水ケーキ及び処理土の流出防止

ア 廃土、廃石、脱水ケーキ及び処理土のたい積方法

たい積方法	①水平層状たい積法    ②まき出したい積法    ③投下たい積法    ④その他		
たい積場の広さ	m <sup>2</sup>	たい積場の高さ	最大 m 最小 m
たい積場の容量	m <sup>3</sup>	廃土・廃石の量	m <sup>3</sup>
傾斜面の勾配	最大 度	最小 度	
廃土・廃石・脱水ケーキ・処理土の処理方法			

イ 廃土、廃石、脱水ケーキ及び処理土の流出

災害の態様		災害の範囲	
災害防止措置			

④「飛石防止」の記載例

災害の態様	<例> 1.発破の際の飛石 2.小割発破による飛石 3.採掘切羽断面の自然崩落による飛石	災害の範囲	<例> 1.採掘切羽面から50m（又は敷地境界）まで 2.小割する岩塊から20mまで 3.採掘切羽面から20mまで
災害防止措置	<例> 1.危険区域に通ずる道路に見張人を配置し、サイレン等を用いて発破予告等の通報を行う。 2.適正装薬量を厳守し、隣接地等に対して飛石のおそれがあるときは、防止網等の設置を講ずる。 3.小割は安全な場所で行い、金網などの設置を講ずる。ただし、原則として張り付け発破は行わない。 4.発破の実施は、周辺の状況を勘案し、なるべく一定時刻に行う。		

⑤「発破振動防止」の記載例

災害の態様	<例> 1.発破による振動公害	災害の範囲	<例> 1.採掘切羽を中心として300m
災害防止措置	<例> 1.発破箇所周辺の状況を勘案し、発破振動による公害が発生しないように、使用する火薬類の適正化を図る。		

⑥ 廃土、廃石、脱水ケーキ及び処理土の流出防止

ア 廃土、廃石、脱水ケーキ及び処理土のたい積方法

・ たい積場については、一時的又は長期的に行う場合を問わず、すべてのたい積場が採取計画により規制されるので、位置の選定に十分注意し、土留施設、たい積方法等も採石技術指導基準書による基準に基づいて計画する。

- ・ 「たい積方法」は、該当するものに○印を付すこと。
- ・ 廃土・廃石・脱水ケーキ等の計算書を添付すること。
- ・ 「廃土・廃石・脱水ケーキ・処理土の処理方法」の記載例

廃土・廃石・脱水ケーキ・処理土の処理方法	<例> 1. 廃土・廃石は直ちに搬出されるので、たい積場は設けていない。 2. 一時たい積場としては添付図に示すように切羽下方平坦地に最大2,500 <sup>ト</sup> 以内の廃土・廃石を高さ2m、のり面こう配は安定こう配とする。また、雨水の浸透、洗堀を防止するため、たい積物のり尻に石塊を置く。 3. 水洗を行わないので、脱水ケーキは発生しない。
----------------------	--

・ 場内へ埋立用として搬出する場合は、埋立用地を確保したことを証する書面を添付すること。

イ 廃土、廃石、脱水ケーキ及び処理土の流出

<記載例>

災害の態様	<例> 1. たい積物の崩壊 2. 雨水、沓水等によるたい積物の洗堀	災害の範囲	<例> 1. たい積場付近 2. 河川汚濁並びに土石の流入、たい積
-------	--	-------	---

たい積場の立地条件 (一時たい積場を含む)	
たい積場の土留施設 (一時たい積場を含む)	
たい積場内へ流入する おそれのある水の排除施設 (一時たい積場を含む)	

⑦ 汚濁水等の流出防止

ア 汚濁水等の流出

災害の態様		災害の範囲	
災害防止措置			

イ 水洗汚濁水発生量及びその水質 (洗浄を行う場合)

汚濁水発生量	m <sup>3</sup> /日	汚濁水質	
--------	-------------------	------	--

ウ 沈殿池その他の処理施設 (設計図等を添付すること。)

	名 称	構 造	大きさ (たて×よこ×深さ)	流末河川等
沈 殿 池				
そ 水 の 処 理 の 施 設				

災害防止措置	<p>&lt;例&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. たい積場内へ流入するおそれのある沢水及び山腹水並びにたい積場内の流下水をたい積上の下流に誘導するため、必要に応じて十分な通水能力を有する排水路等を設置するとともに、必要に応じ汚濁水処理施設を設置する。</li> <li>2. たい積終了後も、土留施設、排水路、のり面の状況等について、これが安定するまで、点検、管理を行う。</li> <li>3. たい積場においては、粉じんの発生防止及びのり面保護のため、完成したのり面には順次、できるだけ速やかに、芝張り、石張、実播、植栽等の措置を行う。</li> </ol>
たい積場の立地条件 (一時たい積場を含む)	<p>&lt;例&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 下流側の近くに人家、構築物等が存在しない。</li> <li>2. 土石の流入が少ない。</li> <li>3. 山崩れ、地すべり等のおそれはない。</li> <li>4. 集水量の大きい地形でない。</li> <li>5. 湧水量が少なく、基礎地盤が適切である。</li> <li>6. 河川の付近でない。</li> </ol>
たい積場の土留施設 (一時たい積場を含む)	<p>&lt;例&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コンクリート製で自重及び外力に対して安全なかん止堤又はよう壁とする。</li> </ol>

- ・ 土留施設の設計書及び図面を添付すること。
- ・ たい積場内へ流入するおそれのある水の排除施設の設計書及び図面を添付すること。

⑦ 「汚濁水等の流出防止」

ア 「汚濁水等の流出」の記載例

災害の態様	<p>&lt;例&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上流沢水及び山腹水の場内貫流による汚濁水の発生</li> <li>2. 破砕施設・選別施設からの汚濁水の発生</li> <li>3. 沈殿池の維持管理の不備による土砂及び汚濁水の場外への流出</li> </ol>	災害の範囲	<p>&lt;例&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 岩石採取場内から場外</li> </ol>
災害防止措置	<p>&lt;例&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 必要に応じ、沢水排水路、又は山腹水路等の所要の施設を設け、下流に誘導する。</li> <li>2. 場内から場外への排水については、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)及び関係条例に基づく基準が適用される場合には、それに適合するよう処理し、また、適用がない場合においても、下流において災害を起こさないように沈殿池等の処理施設で処理して排出する。</li> </ol>		

イ 「水洗汚濁水発生量及びその水質」

- ・ 洗浄を行う場合に記載すること。

ウ 「沈殿池その他の処理施設」

- ・ 沈殿池その他汚濁水処理施設は次の基準を満たすこと。なお、沈殿池又はその他汚濁水処理施設がある場合には、その構造等について設計図等を添付すること。

工 排水方法

--

才 沈殿物の処理方法

--

- 汚濁水処理施設は、地すべり等地盤の崩壊のおそれのない箇所に設置すること。
- 汚濁水処理施設は十分な処理能力を有するものとする。
- 汚濁水処理施設から河川等の公共用水域に接続する排水路は、再汚濁を防止し、通水能力を維持しうるコンクリート造りその他の堅固な構造とすること。
- 沈殿池等
  - ・ 沈殿池は、処理能力を維持しうるコンクリート造り、その他の堅固な構造とすること。
  - ・ 沈殿池は、必要に応じ沈降促進剤等の投入、その他所要の沈降措置を講ずることができるものとする。
  - ・ 沈殿池は、しゅんせつ時にも沈降操作を続けられるよう、原則として2系列設置すること。
  - ・ 沈殿池及び沈砂池は、有効水深（沈殿池等が有効に働くために必要な深さ）を維持するためしゅんせつするなど、常に最大機能を発揮できるよう必要な措置をとること。

「流末河川等」は、河川及び市町村等が管理する側溝等を記入すること。

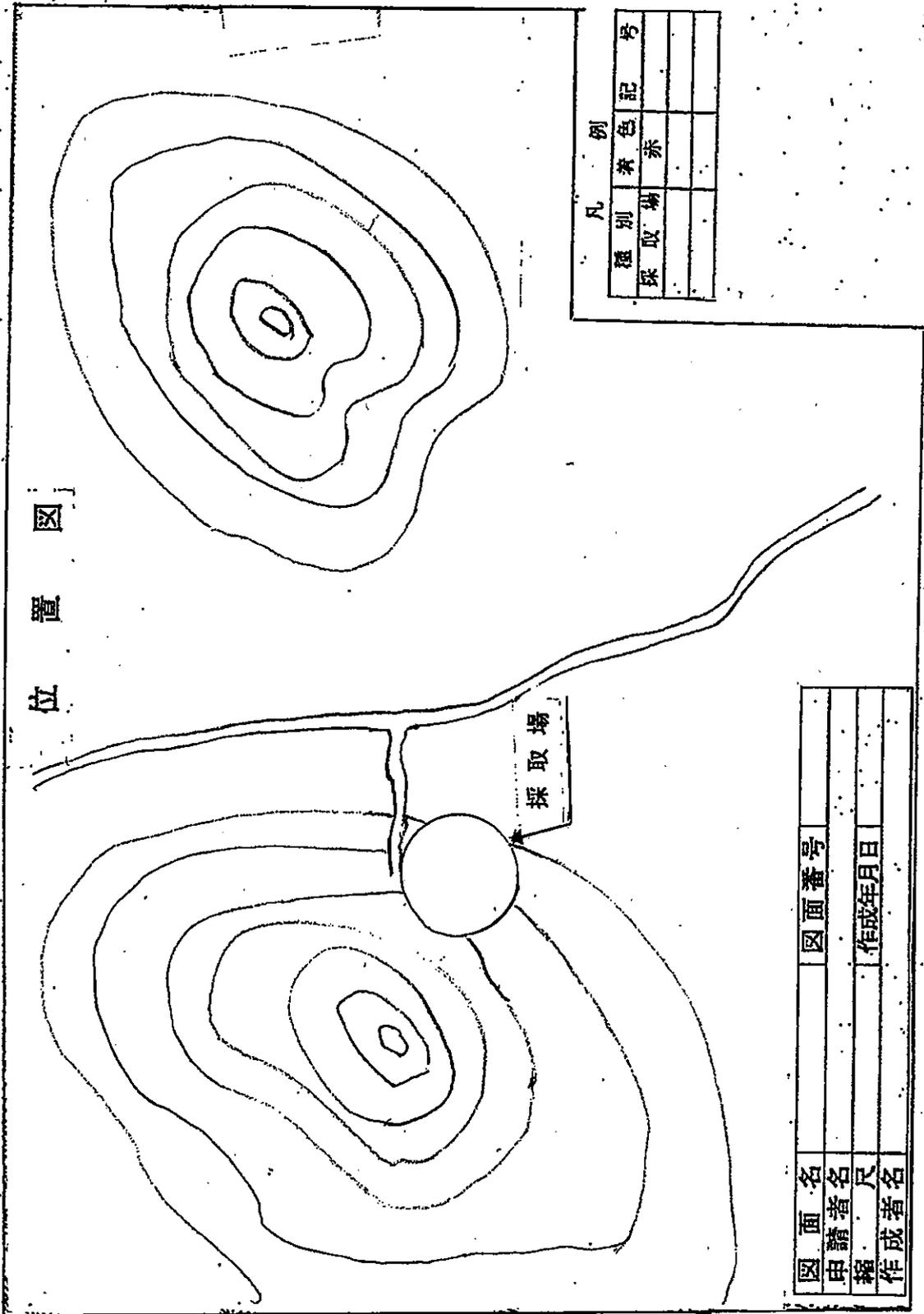
エ 「排水方法」

- ・ 処理された水の排出量及び排出先について記入すること。

オ 「沈殿物の処理方法」

- ・ 沈殿物のしゅんせつ回数及びたい積方法等について記入すること。

# 認可申請添付図面例

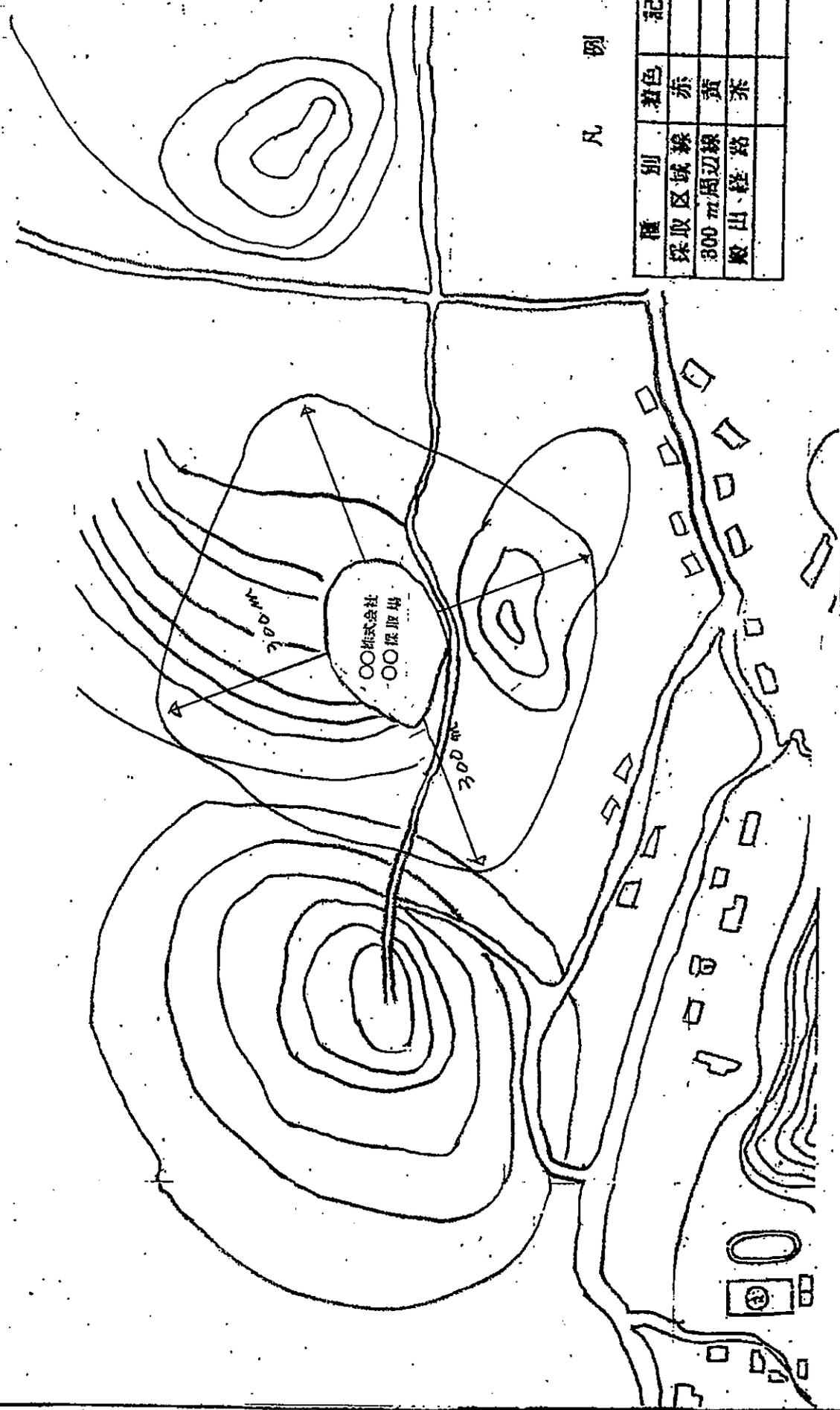


## 【位置図】

### 作成上の留意点

- 1 縮尺は、50,000分の1又は25,000分の1の図面を使用する。
- 2 図面等は、原則として、折り込んでA4対応の図面袋に入れること。
- 3 位置図には、次の事項を記入すること。
  - ① 採取の箇所（赤色で○印）
  - ② 場外に砕石プラント及びたい積場がある場合は採取した岩石のそこまでの搬出経路、又は国道及び道々までの搬出経路（搬出先は赤色で△印、搬出経路は赤色で着色）
  - ③ 方位
- 4 図面の余白部分には、図面の名称、申請者名、作成者名、作成年月日、縮尺等を記入すること。

# 付近見取図



凡 例

種 別	着 色	記 号
採取区域線	赤	
300m周辺線	黄	
敷出、経路	茶	

図 面 名	図 面 番 号
申 請 者 名	
縮 尺	作 成 年 月 日
作 成 者 名	

**【付近見取図】**  
**作成上の留意点**

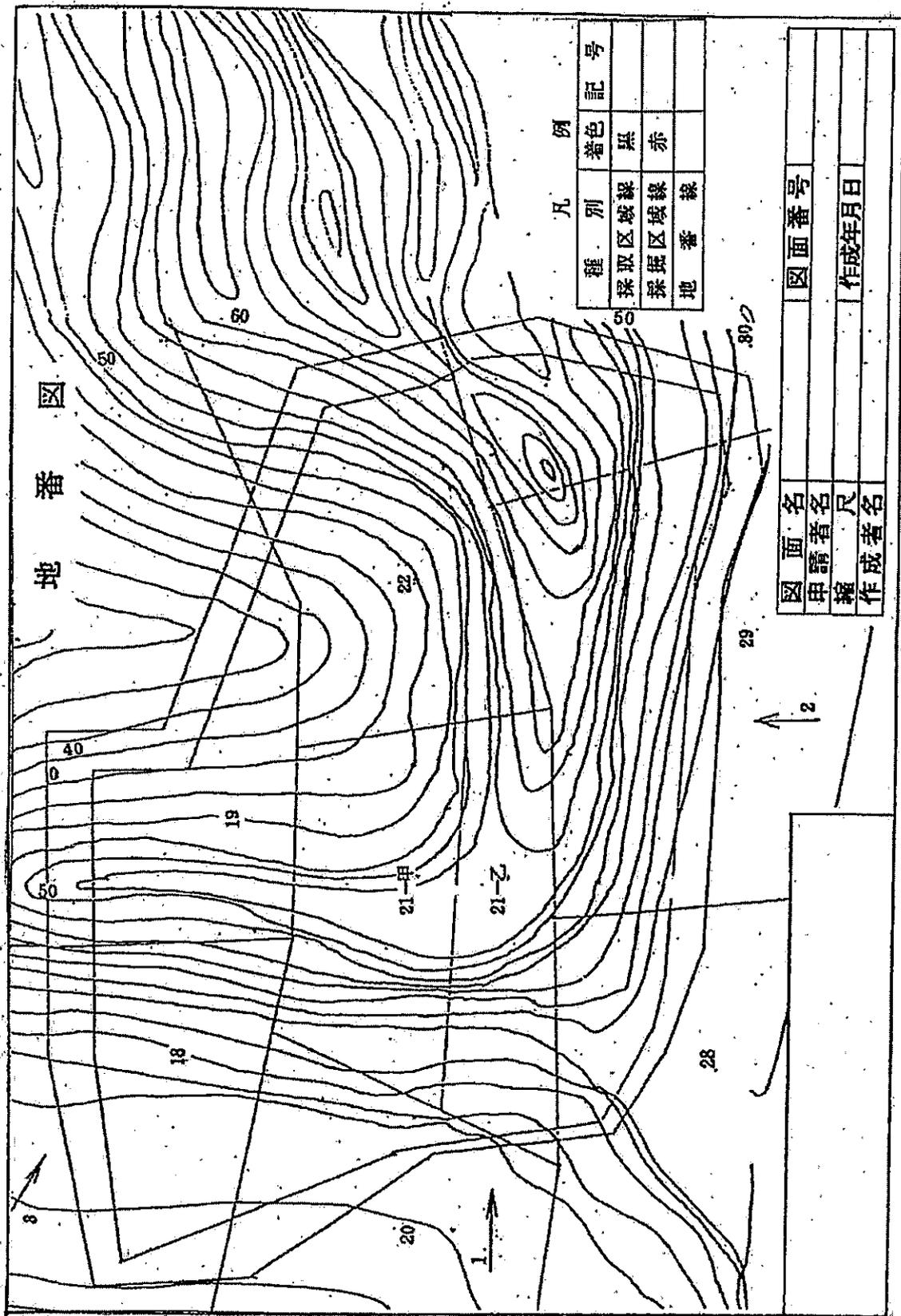
- 1 縮尺は、5,000分の1～1,000分の1で実測によること。
- 2 図面等は、原則として、折り込んでA4対応の図面袋に入れること。
- 3 この見取図には、掘削又は切土する場所、除去した表土のたい積場所、プラント、沈殿池、洗浄水の取り水、排水路、搬出経路、発破危険区域及び見張人の配置位置、標識の設置場所などの状況を示すこと。
- 4 採石場周辺300m以内の農地、人家及び公共施設等（鉄道、道路、水道、河川、沼池、橋、堤防、公園、学校、病院など）の所在状況の概略を示し、採取場から直線距離(m)を記入すること。
- 5 図面の余白部分には、図面の名称、申請者名、作成者名、作成年月日、縮尺等を記載すること。



## 【実測平面図（現況図）】

### 作成上の留意点

- 1 縮尺は、2, 500分の1～1, 000分の1で実測によること。
- 2 図面等は、原則として、折り込んでA4対応の図面袋に入れること。
- 3 実測平面図には、採取予定地の現況がわかるように、等高線には標高を必ず記載し、採取場の区域（保全区域を含む。）を用途別に色分けすること。  
なお、用途の区分は採取計画1（2）の用途区分と同様とすること。  
また、採掘区域は、採取年次別に区分すること。
- 4 縦断線及び横断線の側点  
縦断線、横断線は、形状に応じて（原則20mごと）側点を取り、掘削区域境界ののり面付近は側点間距離を狭めるなどすること。
- 5 図面の余白部分には、図面の名称、申請者名、作成者名、作成年月日、縮尺等を記載すること。

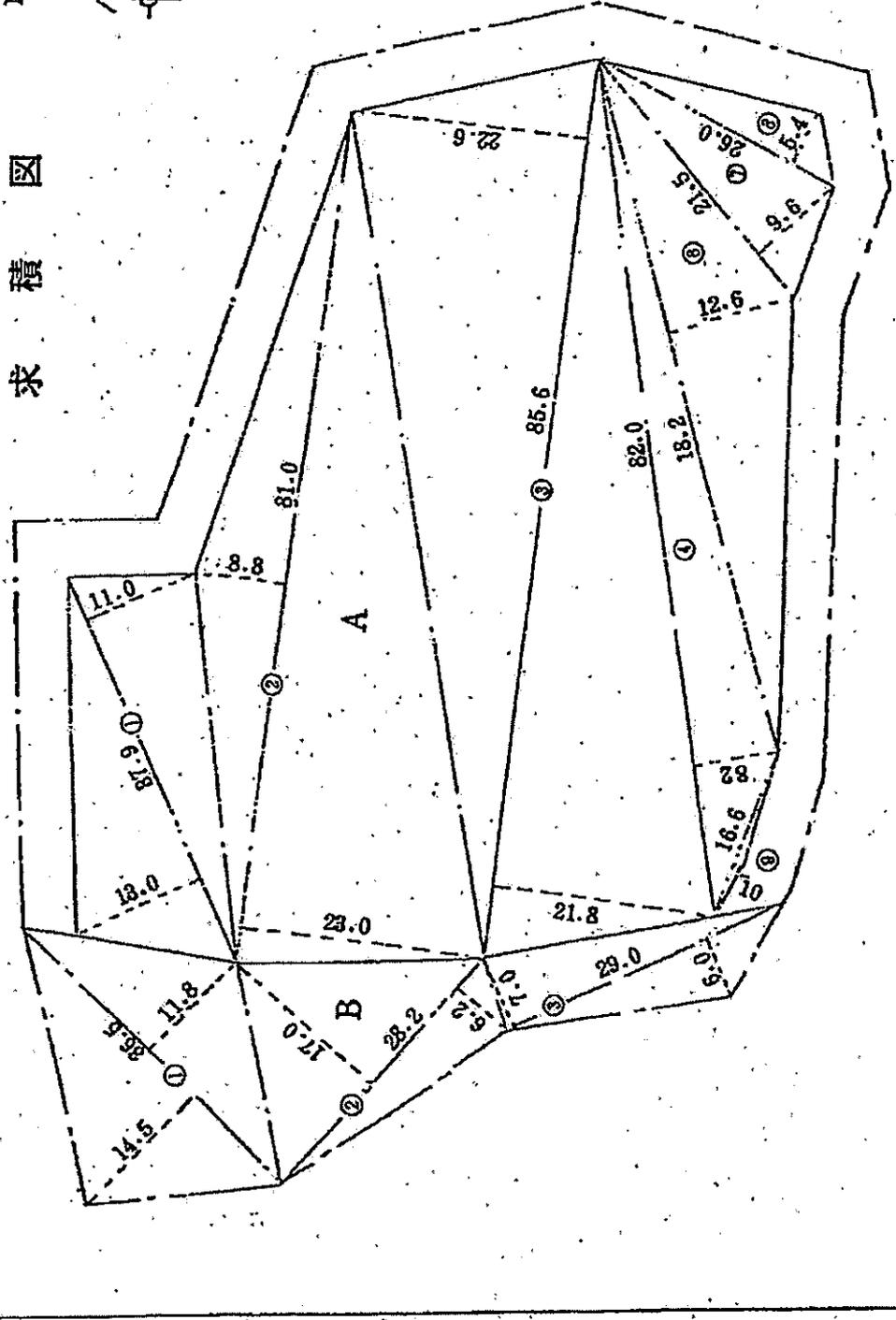
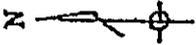


## 【地番図】

### 作成上の留意点

- 1 縮尺は、5,000分の1～1,000分の1とすること。
- 2 図面等は、原則として、折り込んでA4対応の図面袋に入れること。
- 3 採取場の区域（保全区域を含む。）を黒線、採掘区域を赤線にて記載すること。
- 4 地番線を記入し、隣接地番まで記入すること。
- 5 図面の余白部分には、図面の名称、申請者名、作成者名、作成年月日、縮尺等を記載すること。
- 6 求積図と兼ねてもよい。

求積圖

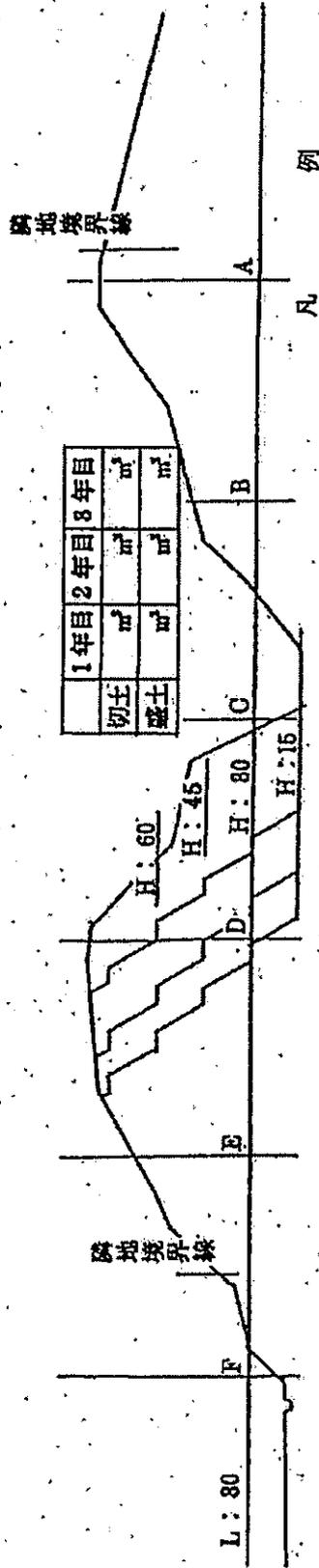


## 【求積図】

### 作成上の留意点

- 1 縮尺は、実測平面図と同一にすること。
- 2 図面等は、原則として、折り込んでA4対応の図面袋に入れること。
- 3 求積は、原則、三斜法及びプランメーターによるものとする。
  - ① 三斜法を用いる場合は、図面に求積補助線（三斜法）の $m$ 数を記載し、算式及び面積を図面の余白若しくは別紙に記載すること。
  - ② プランメーターを用いる場合には、同一図面について、3回以上測定し、最頻値又は平均値を採ることとし、測定記録を図面の余白若しくは別紙に記載すること。
  - ③ その他の方法による場合については、内容を確認できるデータを添付すること。
- 4 図面の余白部分には、図面の名称、申請者名、作成者名、作成年月日、縮尺等を記載すること。
- 5 地番図と兼ねてもよい。

# 実測縦断面図・実測横断面図



凡 例

種 別	着色	備 考
採掘区	黄	
盛土区	赤	
隣地境界線	黒	

硬岩の場合は、各年次ごとの探掘、盛土線を色分けすること。

図 面 名	図 面 番 号
申 請 者 名	
縮 尺	作 成 年 月 日
作 成 者 名	

## 【実測縦断面図・実測横断面図】

### 作成上の留意点

- 1 縮尺は、実測平面図と同一にすること。
- 2 図面等は、原則として、折り込んでA4対応の図面袋に入れること。
- 3 平面図に記入した測点（縦断面の測定に一致する。）ごとに横断面を作成すること。
- 4 求積は、原則、三斜法及びプランメーターによるものとする。
  - ① 三斜法を用いる場合は、図面に求積補助線（三斜法）のm数を記載し、算式及び面積を図面の余白若しくは別紙に記載すること。
  - ② プランメーターを用いる場合には、同一図面について、3回以上測定し、最頻値又は平均値を採ることとし、測定記録を図面の余白若しくは別紙に記載すること。
  - ③ その他の方法による場合については、内容を確認できるデータを添付すること。
- 5 図面の余白部分には、図面の名称、申請者名、作成者名、作成年月日、縮尺等を記載すること。

## 岩石採取全体計画書

- 1 採取場所
- 2 全体採取年数  
平成 年 ～ 平成 年 ( 年間)
- 3 切羽の位置、方向等の切替及びプラント施設等の移設計画
- 4 最終採取跡地の計画
  - (1) 最終採取跡地の残壁状況及び緑化状況
  - (2) 最終採取跡地の土地利用計画
- 5 全体緑化計画
  - (1) 全体緑化計画の概要
  - (2) 全体緑化計画工程表 (別紙様式を添付すること。)
  - (3) 全体緑化必要経費
  - (4) その他

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

**【岩石採取全体計画書】**  
**記載上の留意事項**

**1 採取場所**

将来的な採取予定地を含めた場所を記載すること。

**2 全体採取年数**

採取着手から最終採取終了時までの期間を記載すること。

**3 切羽の位置、方向等に切替及びプラント施設等の移設計画**

最終採取終了時まで切替、移転等の計画がある場合は、内容を記載するとともに、計画へ平面図を添付すること。

**4 最終採取跡地計画**

**(1)最終採取跡地の残壁状況及び緑化状況**

- 最終採取跡地の残壁状況及び断面図（1/2,500～1/1,000）を添付すること。
- 残壁状況について要点を簡明に記載すること。  
なお、碎石用原石の生産を目的とした採取場（石材用原石の採取場のうち、捨石等のように供する岩石の採取場を含む。）については、原則として高さ 20m 以下ごとに 2m 以上の適切な幅を有する小段を設け、かつ、残壁の平均傾斜は 60° 以下とすること。
- 緑化状況については、平面図に明示すること。

**(2)最終採取跡地の土地利用計画**

- 跡地の土地利用計画がある場合は、その内容を記載するとともに、跡地利用計画書を添付すること。  
また、関係市町村等と協議している場合には、その状況及び市町村等との意向等も記載すること。

**5 全体緑化計画**

**(1)全体緑化計画の概要**

- 緑化計画の要点を簡明に記載すること。
- 適用植物は、気象条件、土壌条件などを考慮し、復元すべき目標（高木、低木、草本、つるなど特殊樹草）を決めてから選定すること。ただし、草本の単純群落は防災上、景観上好ましくないので、可能な限り木本を併用すること。
- 小段には昼用に応じ有機物の多い客土を行うこと。ただし、小段から客土が流出するおそれがあるところでは、土のうやネットなどを設置することが望ましい。  
また、過湿と乾燥のおそれがある場合には、排水施設や被覆工などを適宜行うこと。
- 緑化施工の時期は、適用植物、方法、気象条件などを考慮すること。
- 緑化は1回の施工だけで完成するものではないので、追肥、不成功地への補填、次代の適用木の植栽などを随時行うこと。

**(2)全体緑化計画工程表**

- 別紙様式により記載すること。
- 緑化は、採掘の終了した箇所から順次行うこととし、終山の際には、最終採掘終了後、認可期間の最後の2年間を緑化植栽期間に充てること。

**(3)全体緑化必要経費**

全体の緑化に要する費用について記載すること。

**(4)その他**

その他参考となる資料があれば添付すること。

全体緑化計画工程表

計画年数 平成 年 ~ 平成 年 ( 年間)

工 種	年 次												
	1 14	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13

- (注) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4又はA3とすること。  
 2. 工種の欄には、例えば周辺整備、植樹、植草、種子吹付け、表土除去などと記載すること。

## 採取区域緑化（利用）計画書

## 1 処理方法

## (1)緑化計画の場合

年次		1	2	3	4	5
面積		m <sup>2</sup>				
緑化内容	植栽する樹種					
	附帯工事					

- (注) 1 認可期間内における全区域の緑化計画について記載すること。  
 2 緑化計画を示す平面図（1/1, 000～1/2, 500）を添付すること。  
 （既緑化区域及び各年次計画区域を色分けすること。）  
 3 附帯工事欄には、例えば客土、排水工事などと記載すること。  
 4 その他植栽する樹種の選定理由など参考となる資料があれば添付すること。  
 5 この計画書に基づき、毎年緑化状況報告書を提出すること。

## (2)利用計画の場合（緑化を行わない場合）

（別紙として詳細に記載すること。）

## 2 必要経費

（緑化に要する費用又は跡地利用に要する費用について、資金計画書（収支計画書）を添付すること。）

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

岩石採取場の管理・監督計画書

1 岩石採取場を管理する事務所

事務所の名称	
事務所の所在地	(電話 )

2 業務管理者

業務管理者の氏名		合格証番号 認定番号	北 第 号
業務管理者の住所			
業務管理者の氏名		合格証番号 認定番号	北 第 号
業務管理者の住所			

3 業務管理者の現場監督計画

作業時間	午前 時 分 から 午後 時 分 まで
現場監督日数 及び時間	1週間につき平均 日 1週間につき平均 時間

4 監督上特に留意する事項等

項 目	具 体 的 な 実 施 事 項
災害防止のための施設設備の設置状況	
採取現場の点検、管理方法	
災害防止のための作業従事者に対する教育方法	
帳簿の記載及び保管方法	
災害発生地における設置、連絡・処理の体制	
その他	

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 【岩石採取場の管理監督計画書】

### 記載上の留意事項

#### 1 岩石採取場を管理する事務所

- 「事務所」とは、採石業の実施について、一定以上の範囲において独立の決定権を有する責任者の所在する場所であり、かつ、その場所で継続的に事業が行われるものをいう。

#### 2 業務管理者の現場監督計画

- 採取作業時間は、季節により日の出、日没時刻が変動するため、採取期間中において作業を行う最も早い時刻から作業を終了する最も遅い時刻について記載すること。

なお、人家等の付近では原則として午前8時から午後5時までを目安とする。

- 監督日数は、1週間のうち最低でも4日以上、1日4時間以上を目安とし、採取場の管理監督が十分できる体制が取られていること。

#### 3 監督上特に留意する事項等

- 災害発生時における社内命令系統及び関係機関との連絡体制を担当者の氏名を明記したフローチャート図で示すほか、会社独自の規定等がある場合は、その概要を記載すること。

採石業務管理者の業務内容

	業務の具体的な内容
採取計画の作成	<p>&lt;例&gt;</p> <p>① 採取計画の作成に参画し、認可採取計画に基づいて採取するよう監督する。</p> <p>② 認可を受けた採取計画を変更してサイクルするときは、変更計画について十分検討し、採取計画の変更を受ける。</p> <p>③ 採取計画は、岩石採取に伴う災害の防止を主眼として作成する。</p>
採取の監督及び災害が予想される場合の巡回計画	<p>&lt;例&gt;</p> <p>① 毎日始業時前に従業員の点呼を行い、当日の作業計画を説明し、災害防止の周知徹底を図る。</p> <p>② 毎日1~2回採取場内を巡回し、次の点を重点的に監督する。</p> <p>ア 採取計画に従った採掘方法を行っているか、特に切羽の高さ、階段の幅及び傾斜角並びに亀裂や浮石の点検を行う。</p> <p>イ 発破に際し、危険防止のため定めた危害予防規定に従った措置が十分に行われているか点検する。</p> <p>ウ プラント施設について粉じん、騒音並びに汚濁水の処理のため設ける沈殿池等の公害防止の機能が十分働いているか点検する。</p> <p>エ 廃土、廃石は直ちに搬出するよう監督する。たい積するときは、防災施設が十分施されているか点検する。</p> <p>オ 搬出者の過積載、シート掛け等の対策がなされているか点検する</p>
災害防止に関する教育	<p>&lt;例&gt;</p> <p>① 毎日作業開始前に10~15分作業計画を説明するとともに、災害防止について指示する。</p> <p>② 各期間で行われる保安に関する研修会及び講習会には、作業員を出席させる。</p> <p>③ 必要に応じ従業員の保安教育を行う。</p>
帳簿の記載及び報告	<p>&lt;例&gt;</p> <p>① 採取場を管理する事務所に備える帳簿に記載する。</p> <p>② 関係者から報告を求められたときは応じる。</p> <p>③ 災害が発生したとき、行った措置について関係機関に報告する。</p>
災害が発生した場合の措置	<p>&lt;例&gt;</p> <p>① 作業を直ちに中止する。</p> <p>② 現状確認の上、適切な措置を行うとともに、監督を受ける機関に通報する。</p> <p>③ 必要に応じ、監督官庁の指示を受ける。</p>

誓 約 書

平成 年 月 日

北海道知事 ○ ○ ○ ○ 様

住 所  
氏名又は名称及び  
法人にあってはそ  
の代表者の氏名



は、岩石採取計画の認可を申請するに当たり、関係法令を遵守し、適正な岩石採取を行うとともに、認可採取計画を完全に履行することを誓約します。

記

- 1 申請年月日 平成 年 月 日
- 2 採取場の所在地
- 3 採取場の面積  $m^2$
- 4 採取の期間 平成 年 月 日 から  
平成 年 月 日 まで
- 5 採取する岩石の種類及び数量 t

## 【誓約書】

### 記載上の留意点

#### 1 誓約年月日

- ・ 申請年月日と同日又はそれ以前であること。

#### 2 知事名

- ・ 知事の氏名を記載すること。

#### 3 住所

- ・ 採取計画認可申請書の住所と同じであること。

#### 4 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

- ・ 採取計画認可申請書の申請者名及び印と同じであること。  
(印鑑証明書を添付すること。)

#### 5 本文

- ・ 本文の書き出しは、「当社」、「当組合」、又は「私」とすること。
- ・ 「申請年月日」、「採取場の所在地」、「採取場の面積」、「採取の期間」及び「採取する岩石の種類及び数量」は、採取計画認可申請書の内容と一致していること。

保 証 書

平成 年 月 日

北海道知事 ○ ○ ○ ○ 様

(保 証 人)  
住 所  
組 合 名 及 び  
代 表 者 名



当組合は、 が採石法第33条の認可を受けた採取計画（法第33条の5第1項又は第2項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って採取跡地の緑化など岩石採取に伴う跡地整備を履行できないときは、本人に代わって確実に履行することを保証します。

記

- 1 採取場の所在地
- 2 採取場の面積
- 3 採取の期間
- 4 採取する岩石の種類及び数量

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 【保証書】

### 記載上の留意点

- この保証書は、岩石採取計画認可要綱第2条第3項に定める中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された組合（緑化保証組合）が要綱第9条第1項第1号に基づき、組合員のための保証する場合に用いること。
- 1 保証年月日
  - ・ 申請年月日と同日又はそれ以前であること。
- 2 知事名
  - ・ 知事の氏名を記入すること。
- 3 保証人の住所、組合名及び代表者名
  - ・ 緑化保証組合の住所及び理事長名とすること。
- 4 本文
  - ・ 「当組合」に続く空白部分は、申請者名（法人の場合は、法人の名称）を記入すること。
  - ・ 「採取場の所在地」、「採取場の面積」、「採取の期間」及び「採取する岩石の種類及び数量」は、採取計画認可申請書の内容と一致していること。

## 連 帯 保 証 書

平成 年 月 日

北海道知事 ○ ○ ○ ○ 様

(連帯保証人)

住 所

氏名又は名称及び

法人にあっては

その代表者の氏名

印

住 所

氏名又は名称及び

法人にあっては

その代表者の氏名

印

私達は、 が採石法第33条の認可を受けた採取計画（又は法第33条の5第1項又は第2項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って採取跡地の緑化など岩石採取に伴う跡地整備を履行できないときは、本人に代わって確実に履行することを連帯して保証します。

### 記

- 1 採取場の所在地
- 2 採取場の面積
- 3 採取の期間
- 4 採取する岩石の種類及び数量

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 【連帯保証書】

### 記載上の留意事項

- この保証書は、岩石採取計画認可要綱第2条第3項に定める中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された組合（緑化保証組合）に加入していない者が、要綱第9条第1項打2号に基づき、現に採石業を行っている2人以上の同業者から連帯して保証を受ける場合に用いる。
- 1 保証年月日
    - ・ 申請年月日と同日又はそれ以前であること。
  - 2 知事名
    - ・ 知事の氏名を記入すること。
  - 3 住所
    - ・ 保証人が個人の場合は、現住所を記入すること。
    - ・ 保証人が法人の場合は、商業登記上の所在地を記入すること。
  - 4 氏名
    - ・ 保証人が個人の場合は、氏名を記入すること。
    - ・ 保証人が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入すること。
  - 5 本文
    - ・ 「私達は、」に続く空白部分は、申請者名（法人の場合は、法人の名称）を記入すること。
    - ・ 「採取場の所在地」、「採取場の面積」、「採取の期間」、「採取する岩石の種類及び数量」は、採取計画認可申請書の内容と一致していること。

なお、当該記載事項に変更が生じた場合は、改めて連帯保証書を提出すること。

### 【添付書類】

- (1) 印鑑証明書
- (2) 保証人の実績、資力、信用等と証する書面
  - ① 法人の場合は、過去2会計年度の決算書及び法人税及び法人事業税の納税証明書
  - ② 個人の場合は、過去2会計年度の青色申告決算書並びに所得税及び事業税の納税証明書

### 【連帯保証人の資格要件】

- (1) 保証人が法人の場合は、次のいずれかにも該当しないこと。
  - ① 申請者又はその家族（配偶者及び1親等まで）が代表者になっている法人
  - ② 申請者が一定割合（5割を超える）の出資を受けているが、又は出資を行っている法人
- (2) 保証人の信用及び資力の判定
  - ① 法人の場合  
過去2回会計年度の決算が2年連続で赤字であり、かつ直近の決算で累積赤字が資本金を上回っていないこと。
  - ② 個人の場合  
青色申告者であり、かつ事業収入が年間3千万円以上であること。
- (3) 保証人の災害防止措置履行に係る要件  
保証人が過去5年間に自ら認可を受けた採取場がある場合又は他の採取場の連帯保証人になっている場合は、当該採取場が認可計画に従い災害防止措置等が履行されていること。  
また、認可期間が終了している場合は、緑化などの跡地整備が履行又は利用計画どおり実施されていること。

平成 年 月 日

北海道知事 ○ ○ ○ ○ 様

(連帯保証人)

住 所

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名



## 誓 約 書

は、連帯保証人の欠格事項を定めた岩石採取計画指導方針

第9(2)のアとイのいずれにも該当しないことを誓約いたします。

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 本様式は、連帯保証人が欠格事項に該当しない旨、誓約するときに用いる。  
3 本文の書き出しは、「当社」、「当組合」又は「私」とすること。  
4 保証人ごとに、別葉にて提出すること。

北海道収入証紙  
はり付け欄  
(消印しないこと。)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

## 採取計画の変更認可申請書

平成 年 月 日

北海道知事 ○ ○ ○ ○ 様

住 所

氏名又は名称及び法人にあ  
つては、その代表者の氏名

登録年月日

登録番号

年 月 日  
第 号



採石法33条の5第1項の規定に基づき、次のとおり採取計画の変更の認可を申請します。

### 1 認可内容

認可年月日	年 月 日	認可番号	第 号
認可期間	年 月 日	～	年 月 日
採取場所在地			

### 2 採取計画の変更の内容

従前の採取計画の内容	変更しようとする内容

### 3 変更の理由

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 必要に応じて、変更内容を示す書類を添付すること。  
3 ×印の欄は、記入しないこと。

第 号  
平成 年 月 日

〇〇市町村長 様

北海道知事 ○ ○ ○ ○ 印

採石法 第33条に基づく採取計画認可の申請について(照会)  
第33条の5に基づく採取計画変更認可

このことについて、別添写しのとおり申請書を受理しましたので、採石法(昭和25年法律第291号)第33条の6の規定に基づき意見照会を行います。

つきましては、〇〇市町村教育委員会に周知されますとともに、当該岩石採取に伴う災害防止措置等について、貴職の意見を 月 日までにご回答願います。

また、認可を不適切と認めるときは、理由を具体的に付記してください。

【なお、期日までに回答がないときは、意見がないものとして処理いたします。】

記

- 1 申請者の氏名又は名称
- 2 申請者の住所又は所在地

(〇〇総合振興局(振興局)〇〇部〇〇課〇〇係)

(注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 【 】内の文言は、総合振興局等において、必要に応じ書き加えること。

3 標題については、いずれか一方を消すこと。

第 号  
平成 年 月 日

〇〇市町村長 様

北海道知事 〇 〇 〇 〇 印

採石法 第33条に基づく採取計画の認可 について(通報)  
第33条の5に基づく採取計画変更の認可

平成 年 月 日付け 第 号で通報しました次の者からの申請については、別紙指令書(写し)のとおり認可しましたので、採石法(昭和25年法律第291号)第33条の6の規定に基づき通報します。

なお、同法第33条の14第1項の規定により、岩石の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認められるときは、速やかに必要な措置等について連絡願います。

記

1 申請者の氏名又は名称

2 申請者の住所又は所在地

(〇〇総合振興局(振興局)〇〇部〇〇課〇〇係)

(注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 標題については、いずれか一方を消すこと。

第 号  
平成 年 月 日

〇〇市町村長 様

北海道知事 〇 〇 〇 〇 印

採石法 第33条に基づく採取計画 について(通報)  
第33条の5に基づく採取計画の変更

平成 年 月 日付け 第 号で通報しました次の者からの申請については、別紙指令書(写し)のとおり不認可処分としましたので、採石法(昭和25年法律第291号)第33条の6の規定に基づき通報します。

記

1 申請者の氏名又は名称

2 申請者の住所又は所在地

(〇〇総合振興局(振興局)〇〇部〇〇課〇〇係)

(注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 標題については、いずれか一方を消すこと。

第 号  
平成 年 月 日

〇〇方面公安委員会委員長 様  
(〇〇警察署経由)

北海道〇〇総合振興局長(振興局長) 〇 〇 〇 〇

採石法 第33条に基づく採取計画の認可 について(通報)  
第33条の5に基づく採取計画変更の認可

このことについて、別紙指令書(写し)のとおり認可されましたので、採石法(昭和25年法律第291号)第33条の6の規定に準じ通報します。

記

1 申請者の氏名又は名称

2 申請者の住所又は所在地

(〇〇部〇〇課〇〇係)

(注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 標題については、いずれか一方を消すこと。

第 号  
平成 年 月 日

(申請者名) 様

北海道〇〇総合振興局長(振興局長) 〇 〇 〇 〇

採石法 第33条に基づく採取計画の認可 について(通知)  
第33条の5に基づく採取計画変更の認可

平成 年 月 日付け申請のありましたこのことについて、別紙指令書のとおり  
認可されましたので通知します。

なお、次の事項に十分留意願います。

記

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7

(〇〇部〇〇課〇〇係)

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 標題については、いずれか一方を消すこと。